

「計画相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく計画相談支援サービスを提供します。計画相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等又は地域相談支援給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	4
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について	5
9. 損害賠償保険への加入	5
10. 秘密の保持	5
11. 緊急時の対応	5
12. 事故発生時の対応	5
13. 虐待の防止について	5
14. 苦情等の受付について	6

特定非営利活動法人

自立ケアシステム香川

当事業所は高松市の指定を受けています。

(高松市指定 第3732020189号)

1. 事業者

名 称	特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川
所在地	香川県高松市田村町1200番地1
電話番号	087-866-6317
代表者氏名	理事長 道官 敬子
設立年月	平成13年5月22日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・平成30年4月1日 高松市指定 第3732020189号
事業の目的	障害者や障害児が地域生活を行う上で必要な相談支援を行い地域生活を継続することにより、地域社会における共生を実現し社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業所の名称	特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川
事業所の所在地	香川県高松市田村町1200番地1
電話番号	087-866-6317
管理者氏名	和泉 とみ代
事業所の運営方針について	利用者が居宅内において日常生活を営むことができるよう、利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要なサービスが利用できるよう相談援助を適切に行う。

3. 事業実施地域

香川県全域（ただし、島嶼部を除く）

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (ただし、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く)
受付時間	午前10時から午後4時 (電話等により24時間常時連絡が可能な体制有)
サービス提供日	火曜日～金曜日 (ただし、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く)
サービス提供時間	午前9時から午後6時

5. 職員の体制（令和2年4月1日 現在）

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤 換算	指定 基準	職務の内容
1. 管理者	1			1	従業者および業務の管理を一元的に行う
2. 相談支援専門員	1		1	1	利用者からの日常生活全般に関する相談やサービス等利用計画等の作成、モニタリング等の相談業務を行う

当事業所では、計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 24 時間）で除した数です。（例）週 6 時間勤務の職員が 4 名いる場合、常勤換算では、4 名×6 時間÷24 時間=1 名となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）提供するサービス

（サービス利用支援）

- ① 事業者は、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させサービス利用の支援をします。作成に当たっては、継続的、計画的に適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）の利用が継続的かつ効率的に行われるようにします。
- ② 当該地域における障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者及びその家族に提供します。
- ③ 利用者の居宅等を訪問し利用者及び家族に面接を行い、利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況、サービスの利用意向等の評価を行い、解決すべき課題等（アセスメント）を把握します。
- ④ 解決すべき課題等に対応する福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及び家族の意向等を踏まえ総合的援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目的（長期・短期）及びその達成時期、種類・内容等やサービスを提供する上での留意点、モニタリングの期間に係る提案を盛り込んだサービス等利用計画案を作成します。
- ⑤ 当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に説明し、同意を得て交付します。
- ⑥ 支給決定もしくは支給決定の変更決定後に、障害福祉サービス事業者等との担当者会議を開催し、連絡調整を行いサービス等利用計画を作成し利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得て交付します。

（継続サービス利用支援）

- ① 相談支援専門員は、サービス事業者等に対して、サービス等利用計画に基づき、サービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。

- ② 相談支援専門員は、サービス等利用計画作成後は継続支援サービスとして(決定されたモニタリング期間)、利用者及び家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことによりサービス等利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の実施状況の把握にあたり、継続支援サービスとして必要なモニタリングを実施します。また、利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接します。
- ④ 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ サービス等利用計画の変更
利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づきサービス等利用計画を変更します。

(2) 利用料金

① 利用料金

計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

② 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し以下の交通費をいただきます。

- | | |
|----------------------------------|------|
| 一 通常の事業の実施区域を越えた地点から1キロメートル毎の燃料費 | 10円 |
| 二 有料道路を使用した場合の通行料 | 実費*1 |
| 三 公共交通機関を使用した場合 | 実費*2 |

*1 有料道路を使用した場合は一の燃料費と二の通行料を合算し交通費とします。

*2 公共交通機関を使用した場合は事業所から目的地までの往復にかかった費用実費分を交通費とします。

③ 利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は1か月ごとに計算しご請求しますので、あらかじめ指定された方法でお支払下さい。

7. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員につい

てお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。) 保存期間は、計画相談支援サービスを完了した日から5年間です。

閲覧・複写の受付時間	月曜日～金曜日 午前10時から午後4時 (ただし、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く)
------------	--

9. 損害賠償保険への加入(契約書第9条参照)

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 ケアビジネスプラン

補償の概要 在宅福祉サービス、地域福祉サービスの活動中の損害事故や感染症事故、賠償事故などの事故を補償する。

10. 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得たお客様及び家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

11. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき主治医、救急機関等に連絡します。

12. 事故発生時の対応

(1) 当事業所は、お客様に対するサービスの提供により事故が生じた場合には、行政、お客様の家族に連絡するとともに、必要な対策を講じます。

また、事故の原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

(2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、保険制度で速やかに誠意を持って損害賠償を行います。

13. 虐待の防止について

当事業所は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者 理事長 道官 敬子

(2) 日常生活自立支援事業又は成年後見制度の利用支援

利用者の判断能力が不十分等であると判断した場合、日常生活自立支援事業又は成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制の整備

重要事項説明書第14条の通り、苦情解決体制を整備します。

(4) 虐待防止に関する研修

職員に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施します。

14. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 受付担当 和泉 とみ代

○苦情解決責任者 理事長 道官 敬子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00

(ただし、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く)

○電話番号 087-866-6317

○FAX番号 087-866-6319

(2) 行政機関その他苦情受付機関

香川県 健康福祉部障害福祉課	所在地 高松市番町四丁目1番10号 電話番号 087-839-3291 FAX 087-806-0240 受付時間 8:30～17:15
高松市 健康福祉局障がい福祉課	所在地 高松市番町一丁目8番15号 電話番号 087-839-2333 FAX 087-821-0086 受付時間 8:30～17:00
福祉サービス運営適正化 委員会 (福祉サービスの苦情相談)	所在地 香川県高松市番町1-10-35 (香川県社会福祉総合センター5F) 香川県社会福祉協議会内 福祉サービス運営適正化委員会事務局 電話番号 087-861-1300 FAX 087-833-3022 e-mail unteki@kagawaken-shakyo.or.jp 受付時間 月曜日～金曜日：午前9時～午後5時 (祝日・年末年始除く) FAX、Eメールは24時間受付しています。 ※ 相談受付担当者が常に相談を受けています。

令和 年 月 日

計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 高松市田村町1200番地1

名称 特定非営利活動法人

自立ケアシステム香川

理事長 道官 敬子 印

説明者 相談支援専門員

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

(代理人)住所

氏名 印

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号(平成24年3月13日)第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。